

○議長（仲村清信君） 日程第十九 議案第二十九号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 上野重勝君登壇）

○厚生委員長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、議案第二十九号に対する委員会の審査報告を申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、医療費の伸び、滞納世帯数、東京都のペナルティーの額、国庫負担率の影響額、繰入金の他市との比較、保養施設の利用者数等について質問がなされ、それぞれについて理事者より数字的に答弁をいただきました。

次に委員より、保険基盤安定制度の進め方、あるいは一般会計からの繰入金の減額の理由、国保会計に対する考え方等について質問がなされました。理事者より、保険基盤は平成二年度に国の試案ができて、これから検討に入るといふことであると思う。また、現在の六割が七割に、四割が五割に、それに新たに二割の軽減を設定するというような話がありますが、細かいことについてはまだ連絡がありません。また、一般会計からの繰り入れ、国保会計への考え方につきまして、財政基盤は一般的には一般会計を基調として運営していかなくてはならない。国保財政は大変難しい財政事情にあり、諸般の事情があることはよく認識をしておりますけれども、独立採算という立場からこれを基調に取り組む必要がある。その後に繰入金、その他の諸施策を補てんすることを考えるということが本来的であるといふような答弁がなされました。

その後、委員より本案に対する反対の発言があり、また、他の委員より賛成する旨の発言がありましたので、起立により採決をいたしました結果、賛成多数で原案のとおり可決をすべきものと決定をした次第でございます。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原敏子君。

（十二番 原 敏子君登壇）

○十二番（原 敏子君） 議案第二十九号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計予算につきまして、日本共産党議員団を代表いたしまして反対討論を行います。

本特別会計予算は、議案第十七号の福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例である保険税の値上げを基に組まれた予算です。政府の国保に対する補助金削減と、都のペナルティーによる歳入不足を被保険者に肩がわりさせるために、本年も五・七三％もの保険税率を値上げしたこの予算案に反対するものです。本特別会計の歳入の国庫支出金は、国保の補助率四五％から三八・五％へと削減された影響額の前年が約一億三千万円ということですが、本年は前年を上回ることとは当然予測されます。

また、保険基盤安定制度により国保の支出金は前年に引き続き五百五十二万三千円削減されています。都のペナルティーは平成二年度推定で八百六十三万八千円となっています。一般会計からの繰入金は保険基盤安定制度の導入を機会に、昭和六十二年度の二億四千万円から一千八百四十四万一千円削減した二億二千百五十五万九千円となっています。本年の一般会計からの繰入金額は被保険者一人当たり一万九百八十二円であり、二十六市中当市は二十四位となっており、繰入金は二十六市の平均を大きく下回っています。

す。昭和六十二年度の繰入金は二億四千万円です。被保険者一人当たり一万三千九百九十三円であり、二十六市中七位となっていました。昭和六十三年、平成元年度と本年、繰入金を削減してきた結果、歳入不足に拍車をかけることになっていきます。国庫支出金の削減や、都のペナルティーにより歳入不足が著しくなっているにもかかわらず、一般会計からの繰入金も削減をする。その反面歳入不足だからといって保険だけは上げていく。このような当予算は絶対に認めるわけにはまいりません。国庫支出金が削減されて、都のペナルティーがかかるから保険税を値上げしていく、これを繰り返すならますます保険税が払えない世帯が増加することは目に見えています。当福生市の国民健康保険加入者は、老健対象者と退職者医療対象者が全体の二一％を占めています。

以上述べましたように、本特別会計は被保険者だけに負担をもたらすものであります。市民の暮らしの守り手であるべき自治体の長として、市長は政府に対して国保の本来の趣旨を生かし、国保の健全運営のため国庫支出金の削減をやめ、国庫支出金の増額を図り、国保制度に責任を持つよう強く申し入れるとともに、都に対しては補助金にペナルティーをかけることのないように強く抗議することが今求められています。

また、一般会計からの繰入金は、せめて昭和六十二年度の二億四千万円に復活させ、市民である被保険者の暮らしを守っていただきたいと申し述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君） お許しを賜り、議案第二十九号 平成二年度福生市国民健康保険特別会計予算について賛成討論を行います。

本予算は、先に可決されました福生市国民健康保険条例の一部改正に基づき、前年度予算に対して約五・七三％の増額をもって編成の上上程されたのであります。厳しい国保運営に対する国及び都を含めて一千八百四十四万円の保険基盤安定繰入金が昨年同様に交付され、また、一般会計からの繰入金と合わせて二億四千万円を歳入として予算化されたのであります。

付け加えるならば、この保険基盤安定繰入金は六十三年、平成元年に限る補助金でありましたが、厳しい国保運営の安定を図るために、政府においては保険者である自治体の財政状況と被保険者の負担軽減を図るべく、今後ともこの制度を続けていくとの閣議決定がなされたことは、まことに適切な処置として評価するものであります。

なお、さらに保険者の負担軽減を図るために、繰越金として三千万円が歳入として計上されたこの予算は、被保険者の自助努力、運営の健全化及び安定化を維持する保険者、被保険者、関係者各位の努力こそ一般市民の理解と協力が得られると信ずるものであります。

国保事業が抱える諸々の問題解決に対応するためには、被保険者を含め関係者のたゆまざる努力が絶対に必要であることは論を待たないであります。過去において、当福生市議会では国保事業の置かれてある環境を改善するために、再三にわたり国保財政の安定のための意見書並びに決議案を議決した経緯がありましたことは周知の事実であり、今後とも国及び都に対して協力に働きかけていかなければならないことは申すまでもありませんが、平成二年度福生市国保運営を勘案する場合、予見でき得る医療給付に見合った財源を確保することは、税の公平化と適切な付加及び医療給付費の適正化を骨子とする受益者負担を第一義とする保険税の見直しを行うことが、国保加入者以外の市民の共感を得て、国保事業の健全かつ安定を願う一般会計からの繰入金が得られるものであり、これらを基調とする平成二年度福生市国民健康保険特別会計予算は、保険者の英知を結集したものととして高く評価するものであります。

平成二年度国保運営に当たり、きめ細かい配慮と被保険者を含め、関係者各位のたゆまざる一層の努力を強く要望し、他の市民の福生市国民健康保険に対する一層の御支援を切望して賛成討論とします。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上で討論を終わります。

これより議案第二十九号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 起立多数であります。よって議案第二十九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(仲村清信君) 午後一時まで休憩いたします。

午後零時一分 休憩

午後一時二分 開議

○議長(仲村清信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二十 議案第三十号 平成二年度福生市老人保健医療特別会計予算を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 上野重勝君登壇)

○厚生委員長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第三十号に対する委員会の審査報告を申し上げます。

なお、お手元の議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、老健法による対象の実人員数、国保の受診件数、医療費の伸び、予算書には出てきてないけれども総医療費、それから患者の負担額等についてお知らせいただきたいという質問がありました。理事者より、それらについて数字的な答弁がございました。

さらに委員より、この制度はお年寄りの医療費を有料とするためにつくった制度であり、この予算には反対である旨の発言がありましたので、起立により採決をいたしましたところ、賛成多数で原案のとおり

可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定していただきますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番原敏子君。

(十二番 原 敏子君登壇)

○十二番(原 敏子君) 議案第三十号 平成二年度福生市老人保健医療特別会計予算について、日本共産党議員団を代表いたしまして、反対討論を行います。

この特別会計は、昭和五十八年二月一日より老健法が施行され、それまで無料だったお年寄りの医療費を有料にするためにできたものです。そしてまた、政府は昭和六十二年一月一日よりお年寄りの医療費患者負担分を大幅に値上げをいたしました。このことにより、お年寄りの皆さんは、初診料や入院費の心配をしながら毎日の生活をしています。これはお年寄りの皆さんを大切にするとする老人福祉法に逆行するものとなっています。

この特別会計は、総医療費からお年寄りとその家族が負担する患者一部負担金を引いた額を、それぞれの割合により組んであります。ですから、当予算を組むに当たっての基礎となる総医療費、患者一部負担金を予算書に明らかにしないで予算書案ができていくというおかしいものです。平成二年度の患者一部負担金は五千七百二十九万六千円と試算されています。対象人員が二千六百六十四人ということですから、平成二年度は一人当たり年間で二万一千五百七円の患者一部負担金がかかります。月平均で一千七百九十

三円となります。

お年寄りの医療費が有料化されて七年経ちました。その結果、お年寄りの皆さんは平均で年間一人当たり二万五千七百七円の負担増となっています。高齢化社会となり、医療費が年を追って増加するから、お年寄りにも受益者負担を強いるということはとても納得できません。年齢を重ねることにより、これまでの無理がたたり人間だれしも不調を訴えます。具合が悪いときはすぐ治療をする、早期治療が医療費を削減する近道です。

岩手県の沢内村など、幾つかの自治体で実施しています。老人医療費の無料化はこのことを証明しています。私はこれまで社会に貢献してきたお年寄りに対して、お金の心配をしないで安心して治療に専念できるように、お年寄りに豊かな老後を送ってもらうために、お年寄りの医療費は無料にすべきであると考えています。ましてや、高齢化社会となるということをうたい文句にして、消費税まで導入してお年寄りの暮らしをますます圧迫する政府のやり方に激しい怒りを覚えます。

本特別会計は、お年寄りの医療費を有料にしてお年寄りの命と暮らしを削るものであり、その家族に大きな負担を与えるものとして反対をするものです。市民の暮らしを守る市長として、政府に対して老人医療費の無料化復活を運動していただき、無料化が実現するまで福生市において老人入院見舞金制度を実施していただきたいと意見を述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（仲村清信君） 次に、賛成者五番須釜亮次君。

（五番 須釜亮次君登壇）

○五番（須釜亮次君） 御指名をいただきまして、議案第三十号 平成二年度福生市老人保健医療特別会計予算について賛成討論を行います。

本予算は歳出の大半を占める医療諸費において、平成元年度に比較し九・七％、一億三千四百十九万六千円の増額された内容で、歳入では一般会計からの繰入金八千五百六十九万二千円は、前年に比較して六百六十五万五千円の増額、率にして八・四％の増額をもって編成された予算であります。

やがて訪れる二十一世紀は高齢化社会と言われておりますが、年を追って増加の一途をたどる医療給付

費については、既に高齢化社会に突入したものとして認めざるを得ず、高度化する医療技術に対応すべく計上された予算であります。

老人保健法の基本理念として市民も自助と連体を認識し、やがてみずからも迎えるであろう心身の変化を自覚して適切な受益者負担をすることこそ、老人保健法の示すもっとも望ましい老人医療体系であると信ずるところであります。

かかる意味合いにおいて、本予算は無理のない範囲で編成されたまことに適切なものと認めて、甚だ簡単ではあります。賛成討論とします。（拍手）

○議長（仲村清信君） 以上をもって、討論を終わります。

これより議案第三十号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第三十号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第二十一 議案第三十一号 平成二年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、議案第三十一号 平成二年度福生市下水道事業会計予算について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、歳入の關係で滞納繰入分が九万円計上されているが、調定額が幾らあって、どのくらいの収納率を見込んでいるのか。理事者より、滞納繰入分については四十六万八千二百円であり、その二〇％を計上している。努力するという事で御理解を願いたい。

委員より、水洗化普及員の相談員謝礼、これは弁護士に出す謝礼ということなのか。また、修繕待機委託料は大変いいことだと思うが、どのような形で契約を結んで、どういうところに費用を払うのか。理事者より、相談員の謝礼は弁護士等の謝礼として予算を組んだものである。待機委託料は下水道指定店と契約を結ぶという形をとり、内容だが、年二百七十日を予定し、一日一千円ということとで二十七万円、それに消費税を入れて二十七万九千円で十四店舗の代表の方と契約をしたいと考えているとの答弁がありました。

委員より、流量計保守点検委託料があるが、この保守点検委託料はこの分なのか。理事者より、これは基地の流量計で、年に二回点検を行っている。場所は武蔵野地区と西住宅の二カ所である。

委員より、管渠清掃委託料で十二キロという話だが、これはメーター幾らになるのか。また、管渠調査委託料が十キロ分計上されているが、清掃するところと調査するところは全く違う場所なのか。理事者より、清掃委託料はメーター二百七十円になる。清掃と調査は全く別の場所であり、本年度清掃は熊川地区が主であり、調査については加美平を予定しているとの答弁がありました。

委員より、下水道整備費のうち地下埋設物の調査は何カ所で、また、埋設物の移設補償をするところは何か所か。理事者より、調査についてはことし二十カ所を予定している。移設補償についてはガスと水道で三カ所分である。

委員より、下の川改修工事の關係で、これからの湧き水、緑の保全の仕方について伺いたい。理事者より、下の川については福生にとって残された貴重な水と緑の場所だと考えている。そういう意味でも今後とも用地買収等を踏まえ、どういうふうに整備していけばいいか検討していきたいと答弁がありました。

委員より、基地排水の關係で、大口と小口の区分けの仕方はどうなっているのか。また、基地の不明水

についてはどうなっているのか伺いたい。理事者より、昭和五十八年に西住宅の場合は、個人住宅とその他大口ということで改正し、その後武蔵野地区についても大口と個人住宅について明確に分けて現在まで続いている。今後も実態をはっきりと把握し、慎重に基地とも相談しながら対応していきたい。また、基地の末端に流量計があるので、基地の不明水が入るということは考えられないとの答弁があり、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決するべきものと決定いたしました次第であります。何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第三十一号 平成二年度福生市下水道事業会計予算について、日本共産党議員団を代表いたしましたして反対の討論を行います。

当予算は、昨年度下水道料金二・七％の引き上げを行い、市民に大きな負担を押しつける一方で、米軍にはさらに七百万円の下水道料使用料のサービスを拡大して四千万円ものサービスをし、それに何らの反省もすることなく、平成二年度もその継続をすることを内容としているものであります。

横田基地内に住んでいる米軍人軍族を市民と同様に扱うことができないのは当然であります。それをあえて詭弁を弄して市民並みと見なして、毎年毎年四千万円ものサービスをし続けているわけでありまして、既に累積サービス金額は五億円にのぼろうと思われれます。こうした米軍サービスをやめるには、

市長の決断ひとつであります。そのことをなぜやれないのかといえば、その根底には基地奉仕の政治姿勢があるからであります。この基地奉仕の姿勢を根本的に転換することを強く要求するものであります。

また、以前から問題になっております下の川改修につきましても、事前の十分な交通量等の調査を実施することなく事業を進める予算となっていることも指摘いたしまして、簡単ではございますが、反対討論といったものであります。

○議長（仲村清信君）次に、賛成者四番浜中輝夫君。

(四番 浜中輝夫君登壇)

○四番（浜中輝夫君） 御指名をいただきましたので、議案第三十一号 平成二年度福生市下水道事業会計予算について賛成討論をいたします。

本議案は、基本計画及び実施計画に基づく「かがやくまち福生」を目標として編成されるものと思います。本市の公共下水道事業のうち、污水管の整備は既に完了を見ており、今後は雨水管の整備と維持管理の充実及び下水道財政の健全経営が望まれるところであります。

さて、雨水、排水設備のうち雨水管川の下の川改修工事は昭和六十二年度から整備を初め、本年四年目を迎えるわけですが、周辺の緑の保全に配慮し、住環境の整備が図られているものと確信するものでございます。計画では平成四年度をもって完了することであり、なお一層の御努力をいただきますようお願いするものでございます。

また、幹線及び枝線につきましても計画に基づき順調に整備が進み、事業効果がより一層上がるものと思ひます。

維持管理関係では、施設を適正に管理するための予算が種々配慮されており、そのうち特に管渠調査委託料が増額となっておりますが、これは路面の陥没等の事故防止及び経費の増大等を防ぐために大きな効果が生まれるものと思います。

また、下水道使用料につきましては、昨年四月に料金改正をし現在適用されているわけでございますが、基地下水道使用料は下水道使用料条例第二条二項に基づき、市内分と同一に適用されているものであります。

す。

以上、申し上げましたが、今後なお一層雨水排除の整備充実と、安全で災害のないまちづくりに邁進していただくようお願いいたします。私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。

(拍手)

○議長（仲村清信君）　以上で討論を終わります。

これより議案第三十一号について、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（仲村清信君）起立多数であります。よって議案第三十一号は、原案のとおり可決されました。

S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S S

○議長（仲村清信君） 日程第二十二 議案第三十二号 平成二年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 野口秀世君登壇)

○建設委員長（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、議案第三十二号 平成二年度福生市受託水道事業会計予算につきまして、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審查報告書) 別添參照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、漏水調査の関係で平成七年までには一桁にしたいという説明があったが、現状ではどの程度になっているのか。理事者より、一般的には有収率というものを用いるが、この有収率というのは調定水量で料金化されたものを排水料で除したもののだが、その率は六十一年が八九・五〇％、六十二年が八八・

六四％、六十三年が八八・〇六％という率になっている。

また委員より、排水管道路関連施設布設替工事であるが、これが平成七年までに行う事業として載っているが、ことしはどのくらいあって、平成七年までにでき上がるのか。また、消火栓の移設工事だが、ことし何基やるのか。また、新設はあるのか。理事者より、布設替工事の距離はことしは二千五十七メートルである。これは道路関係も含めて全部の管を鋳鉄管に切り換えるということ、残りは平成七年までにすべて切り換えることができる。消火栓はことしは新設で三十基、それから補修を二十基見込んでいるとの答弁があり、その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第二十三 議案第三十三号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 野口秀世君登壇）

○建設委員長（野口秀世君） 御指名をいただきましたので、議案第三十三号 市道路線の認定について、審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（仲村清信君） 日程第二十四 陳情第一一一号 年金制度改革に反対する意見書採択を求める陳情

書 日程第二十五 陳情第一一三号 年金制度の改悪をやめ、改善を求める陳情書 日程第二十六 陳情第一一七号 年金制度改革に関する陳情書の三件を一括して議題といたします。

本三件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 上野重勝君登壇)

○厚生委員長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、ただいま一括議題となりました陳情第一一七号、陳情第一一三号、陳情第一一七号につきまして委員会の審査報告を申し上げます。なお、お手元の陳情審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

本三件の陳情書につきましては、平成元年三月八日第一回市議会定例会で厚生委員会に付託をされたものでございまして、その後六回にわたり継続し、慎重審査を進めてきたものでございます。

去る三月十九日の委員会におきまして、委員より、この制度は昨年十二月に共産党を除く野党によって修正が行われ、関係法律が可決をされ、一〇〇%というわけではないが陳情の内容が網羅されているので、採択して意見書を出す必要性もないので不採択とする旨の意見が出されました。

また、他の委員より、意見書を出す必要がないというが、一部ではまだ取り上げられていないものもあり、陳情者はなお採択して意見書を出していただきたいという趣旨であるので、この際採択すべきであるという意見が出されました。

そこで、起立により採決いたしましたところ、賛成少数で不採択と決定した次第でございます。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。
討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十五番齋藤巽君。

(十五番 齋藤 巽君登壇)

○十五番(齋藤 巽君) 御指名がございましたので、陳情第一一七号、陳情第一一三号、陳情第一一七号に対する反対討論を行います。

本陳情三件は、ただいま厚生委員長から報告がありましたとおり、厚生委員会におきまして慎重審議の結果賛成少数により不採択と決定したものであります。

国民年金制度は、法施行以来三十四年余りを経過し、この間、全国国民共通の基礎年金制度が導入され、文字どおり国民の生涯の基盤を担う公的年金として発展してまいりましたことは御案内のとおりであります。また、厚生年金制度にあっては四十六年有余の経過を経て、その果たす役割はますます重要となつてきていることは承知しているところであります。

本委員会は、付託されました陳情三件につきましては慎重審議をする過程の中で、昨年十一月三十日衆議院社会労働委員会において与党、野党合意により一部修正後可決され、さらに同日の衆議院本会議で、また十二月十五日の参議院本会議で可決成立を見た、国民年金法の一部を改正する法律の中で、年金の自動物価スライド制が決定されたほか、学生の適用に対する免除制度の検討、あるいは基礎年金の水準と費用負担のあり方など、付帯決議により検討を義務付けられたものもあり、さらに近い形で実施されているものもあり、あえて本陳情三件を採択し、関係機関に対して意見書を送付する必要はないと判断するものであります。

なお、大意は法制化されているとは申せ、国にあっては公的年金制度の確実な定着と安定的運営に務められるよう期待し、まことに簡単ではございますが、反対討論といたします。(拍手)

○議長(仲村清信君) 次に、賛成者十二番原 敏子君。

(十二番 原 敏子君登壇)

○十二番（原 敏子君） 陳情第一一七号、年金制度改悪に反対する意見書採択を求める陳情書、陳情第一一三号、年金制度の改悪をやめ、改善を求める陳情書、陳情第一一七号、年金制度改革に関する陳情書、これら三件につきまして日本共産党議員団を代表いたしましたとして賛成討論を行います。

本陳情は、昨年の三月八日に厚生委員会に付託され、六回の審議の結果、本年三月十九日の厚生委員会におきまして、陳情の大意が法制化されているのでということの理由で不採択となりました。しかし、この理由でしたら不採択にするよりも採択とすべきではないかと私は考えます。

しかも、陳情者の皆さんは、昨年の十一月三十日に衆議院の本会議で年金制度の改悪案が一部修正で可決されたあとも、引き続き当市議会に出された本陳情を取り下げることもなく提出されていたということは、この陳情の趣旨である年金制度の改悪についての意見書を、今現在でも政府に提出してほしいという願いがあるということではないでしょうか。

私は、陳情者の皆さんの意思を尊重して、本陳情を採択していただきますようお願いをするものです。本三件の陳情の理由と陳情項目とを修正可決された法案と比較して見ますと、国民年金の保険料の値上げにつきましては、原案どおり十一月三十日の衆議院本会議は値上げのまま可決したのであります。厚生年金の保険料率の値上げにつきましては、わずかに圧縮しただけであります。また、支給開始年齢繰り延べ条項は削除されましたが、新たに附則されました次期財政再計算時には見直すということをつけ加えられ、五年後にはこれをまた再び浮上させようとするものです。

また、二十歳以上の学生の国民年金の強制加入につきましては、実施期間平成二年四月一日を来年、平成三年四月一日とするよう一年先伸ばしを行っただけのものであります。

また、鉄道年金の財形赤字を各種年金収入からプールして再配分する財政調整につきましては、国とJRの負担を上積みして、各種年金からの拠出金を三百二十億円減らすだけというものであります。

以上、述べましたように、陳情理由や項目と、修正可決されたものでは陳情の大意が法制化されたということはありません。陳情書に述べられていますように、年金制度の改悪は、戦中戦後に生まれ食糧や物資不足の中で青春を送り、成長して、高度成長のために懸命に働いて日本経済の発展を支えてきた人々に

非常に冷たい仕打ちであります。

すべての人々が健やかな老後が送れるように、年金制度の改善を求めるために本陳情を採択していただきますようお願いいたします。私の賛成討論といたします。

○議長（仲村清信君） 以上で、討論を終わります。

これより本三件について個別に採決いたします。

まず、陳情第一一七号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第一一七号は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立少数であります。よって陳情第一一七号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 続いて、陳情第一一三号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第一一三号は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立少数であります。よって陳情第一一三号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（仲村清信君） 続いて、陳情第一一七号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第一一七号は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(仲村清信君) 起立少数であります。よって陳情第一一七号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長(仲村清信君) 日程第二十七 陳情第一一十三号 消費税の即時廃止を求める陳情書日程第二十八

陳情第一一十四号 消費税の廃止を求める陳情書の二件を一括して議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 林田 武君登壇)

○総務委員長(林田 武君) 御指名をいただきましたので、陳情第一一十三号 陳情第一一十四号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

委員より、今、消費税については見直しと廃止との世論があるが、二月の衆議院選挙で自民党が過半数を維持したことは、消費税は廃止ではなく国民の理解を得たものであり、本陳情は不採択とされたいとの意見と、参議院、衆議院選挙で国民が消費税廃止を選択したことははっきりしており、民意を反映するよう採択され、意見書を提出されたいとの意見がありました。

その後、起立にて採決いたしましたところ、賛成少数で不採択と決定いたしました次第です。

何とぞ、当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。六番南木繁男君。

(六番 南木繁男君登壇)

○六番(南木繁男君) お許しをいただきまして、本陳情二件に対しまして採択に反対の立場で討論をさせていただきます。

この消費税が創設された根拠といたしましては、所得税の減税と相まって急速に進む我が国の高齢化社会に対応すべく財源として生まれた税制であります。この問題は我が国にとって避けることのできない大きな問題であります。野党の皆さんが言われるように、ただ単に、反対だ、廃止だというだけでは根本的な解決にはつながらないと思います。

確かに参議院選では自民党は大敗をいたしました。しかし、一般の衆議院選では過半数を大幅に上回る議席を獲得いたしました。このことは自民党が政権政党として国民の信託を受けたわけであり、消費税については政府は今後見直しをしていくこととありますし、また、その成り行きを見定めていくことが必要だと思えます。

最近の某新聞の世論調査によっても、消費税を絶対に廃止すべきだという意見は二八%と大幅に後退をしております。現行のままでよい、自民党案でよいを含めて見直しを求める要求は七〇%を超えております。このことは、与野党のつっぱりあいによるよりも、国民は現実的な対応を求めていることを示しております。そうしたことから、この消費税は直ちに廃止せよという本陳情二件に対しまして、私は採択には反対する次第であります。終わります。(拍手)

○議長(仲村清信君) 次に、賛成者二番大森進君。

(二番 大森 進君登壇)